

エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく 電力供給業に係るベンチマーク指標の実績について (令和元年度定期報告分)

今般、エネルギーの使用の合理化等に関する法律（省エネ法）に基づく、特定事業者及び特定連鎖化事業者から報告された、電力供給業に係るベンチマーク指標の実績を取りまとめましたので、その結果を公表いたします。

1. 電力供給業に係るベンチマーク制度の概要

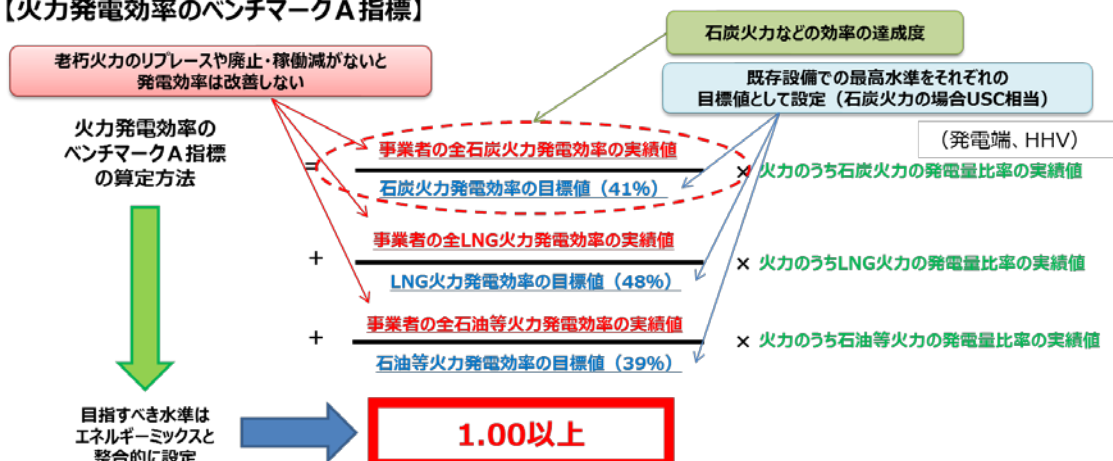
エネルギーミックスの実現に向けた火力発電の高効率化を図るに当たっては、新設する発電専用設備のみならず、既設についても老朽化した設備の休廃止や稼働減を促すことで新陳代謝を図ることにより、事業者が所有する発電専用設備全体としての発電効率を向上させていくことが重要です。

省エネ法では、特定の業種・分野について、当該業種等に属する事業者の省エネ状況を業種等内で比較できる指標（ベンチマーク指標）を設定し、中長期的に目指すべき水準を定めて達成を求めています（ベンチマーク制度）。電力供給業に係るベンチマーク指標に関しては、平成27年度の見直しにより、エネルギーミックスと整合的に以下の2つの指標を設定しています。

【火力発電効率A指標】

燃料種ごとの発電効率の実績値に関する目標値の「達成率」を表しています。

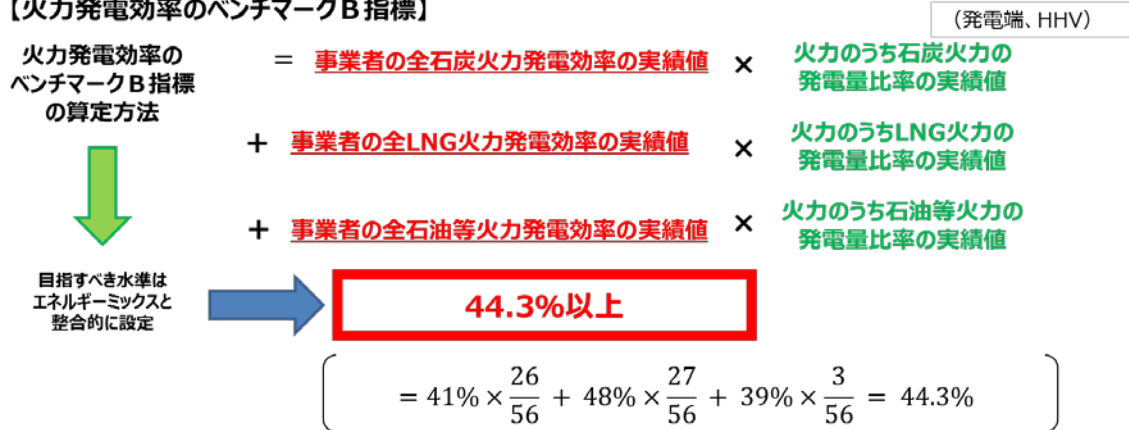
【火力発電効率のベンチマークA指標】



【火力発電効率B指標】

火力発電の総合的な発電効率そのものを表しています。

【火力発電効率のベンチマークB指標】



電力供給業のベンチマーク制度の対象事業者は、火力発電効率A指標と火力発電効率B指標の両方の目指すべき水準を満たすことを目指すこととされています。

2. 令和元年度定期報告の状況

令和元年度定期報告の状況は以下のとおりです。ベンチマーク達成事業者数は、昨年と比べて4社増加し、火力発電効率B指標は、昨年と比べて0.5%向上しています。

報告事業者数	85 事業者	(79 事業者)
A指標・B指標ともに達成	36 事業者	(32 事業者)
A指標のみ達成	6 事業者	(9 事業者)
B指標のみ達成	10 事業者	(11 事業者)
A指標・B指標ともに未達成	33 事業者	(27 事業者)

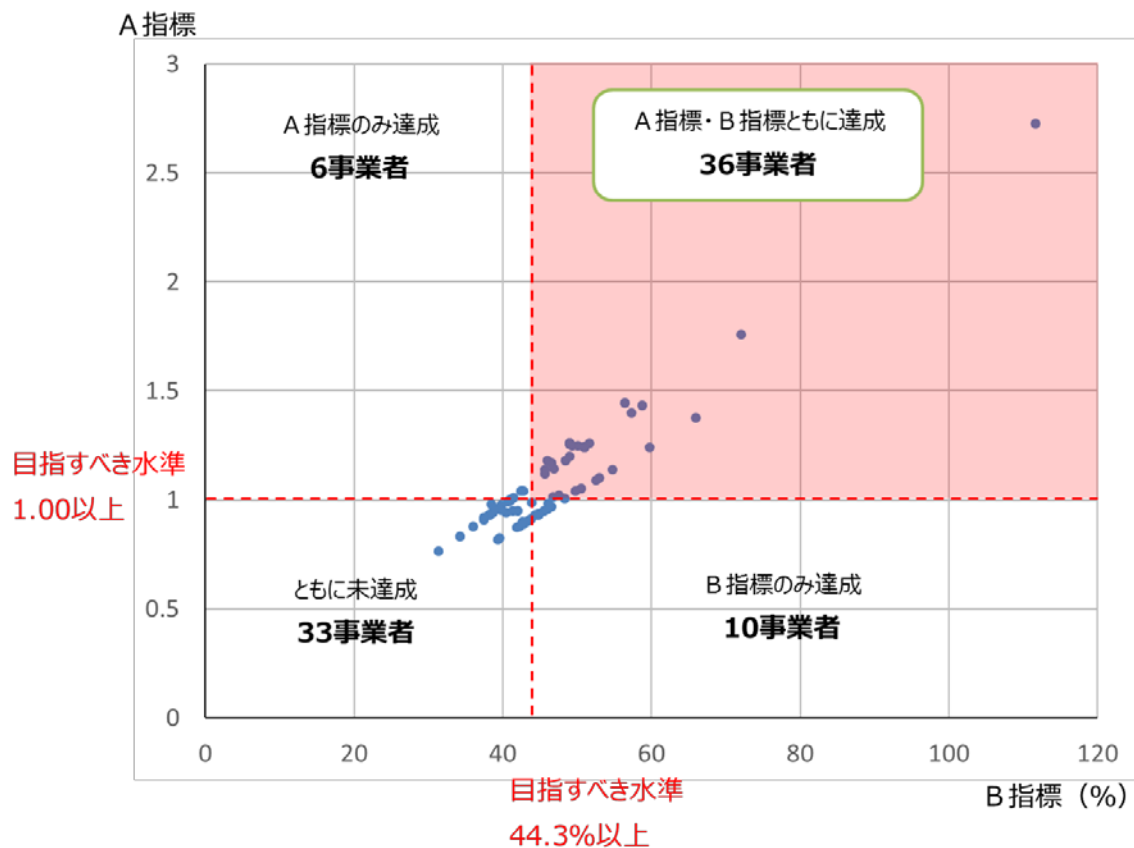
※ () 内は平成30年度定期報告における実績

加重平均値 (A指標)	1.01	(0.99)
加重平均値 (B指標)	44.5%	(44.0%)

※ () 内は平成30年度定期報告における実績

※85事業者のうち、副生物混焼を行っている事業者は13事業者、バイオマス混焼を行っている事業者は27事業者

3. 事業者の分布



(以上)

(本発表資料のお問い合わせ先)

経済産業省資源エネルギー庁省エネルギー課

担当者:牛来、坂本

電話: 03-3501-1511 (代表) 内線4541

03-3501-9726 (直通)